

武蔵村山市立第五中学校部活動運営規定

1 部活動の性格

- (1) 保護者の承認を得た希望生徒が参加し、指導顧問のもと、共通の趣味や関心をもつ生徒をもって組織する。
- (2) 学年や学級をはなれて共通の興味や関心を追求する活動である。
- (3) 活動内容は、文化的活動、体育的活動である。
- (4) 活動内容は、教育課程以外ではあるが、教育活動の一環とする。

2 部活動の目標

- (1) 自らの興味、関心に基づく活動の中で個性を伸ばすとともに体力の向上を図り、生活を豊かにしていく態度を身に付ける。
- (2) 集団的な活動の中で、自己の役割・責任を自覚し、共に計画し活動することを通して、自主性・協調性・責任感・成就感を身に付ける。
- (3) 活動を通して、教職員と生徒、学年を越えた生徒同士のふれあいを深める。

3 部活動のねらい

- (1) 共通の興味や関心の追求を通して、楽しく豊かな共同生活を営む態度を養う。
- (2) 互いに理解し、好ましい人間関係を育てる。
- (3) 創意工夫して積極的に活動する態度を養う。
- (4) 自分のもっている能力をいっそう伸ばす。
- (5) 余暇を善用する習慣を身に付け、生活を豊かにする意欲を培う。
- (6) 常に健康安全に努める態度を養うとともに心身を鍛える。

4 組織

- (1) 部活動の運営にあたり次の組織を置く。
部活動顧問会：校長および全顧問（全教員）をもって構成する。
- (2) 部活動顧問会は部の活動に関する具体的な問題や、規定の改正などの問題について話し合う。
- (3) 部活動外部指導者については、校長が適当と認め、部活動顧問会で承認する。

5 設置に関すること

- (1) 部は、指導できる顧問の意思表示があり、活動を希望する生徒がいる場合（団体競技に関しては大会参加可能な人数とする）、その顧問の申し出により、校長が適当と認め、部活動顧問会で審議し設置する。
- (2) 顧問がなんらかの理由でいなくなった場合、現部員については、管理顧問により引退まで活動を保障するものとする。なお、新入部員の募集を停止する場合もある。

6 入・退部に関すること

- (1) 希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出たものを、学級担任、顧問が承認したものが入部することができる。新入生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- (2) 2、3年生で活動を継続する場合、毎年年度当初に「部活動継続届」を提出する。
- (3) 兼部を希望する場合、必ずそれぞれの顧問の許可を得る。
- (4) 顧問は指導困難と思われる生徒に関しては、本人・保護者と話し合いの後に所定の手続きを取って退部させることができる。

7 活動日・時間に関すること

- (1) 活動日は原則として水曜日以外の平日とする。土曜日・日曜日に関しては、原則 1 日以上休みとする。祝祭日・長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のもと、校長の承認を得て活動することができる。土日の両日活動した場合には、後日休みを振り替えるものとする。
- (2) 活動時間
授業のある日は、授業終了後～18:00 とし、18:00 を完全下校（門を出る）時刻とする。
活動終了後は他の部活動生徒を待ったりすることなく、速やかに下校するように顧問は指導する。
休業日の活動は、3 時間程度を目安とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。
- (3) 再登校をするとき、指定された時間以前に登校してはならない。
- (4) 朝練習は管理職による許可制とし、生徒登校前に必ず顧問が出勤すること。また、朝練習の代理顧問は認めない。

8 活動に関すること

- (1) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動などと重なる場合はそれを優先するように計画する。
- (2) 定期考査 7 日前より活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、定期考査の前後一週間以内に公式戦がある場合のみ、保護者の承諾のもと、学校長の許可を得て 1 時間程度活動することができる。
- (3) 顧問が不在の場合は、原則として活動しないものとする。ただし、代理顧問がいる場合はその限りではない（代理顧問については顧問が責任をもって依頼し、生徒からの依頼は受けないこととする）。
- (4) 顧問は、計画的に活動するとともに、生徒の健康、安全の管理に充分配慮する。
- (5) 部活動中に怪我・病気等が発生した場合には、適切な処置を講ずる。
緊急対応が必要な場合は、校長に申し出て許可をとる。なお、その旨を保護者に通知する。
- (6) 部は学校代表として校長の認めた対外行事、試合、コンクールなどに参加することができる。
- (7) 職員会議、校内外の研修会中は活動できない。（学年会等全校の会議ではない場合は活動可）

9 部の運営に関すること

- (1) 部の運営に関する費用は「部活動振興補助金」を充てる。「部活動振興補助金」以外は、部活動生徒保護者負担を原則とする。
- (2) 部の運営費として保護者の同意を得て、部費を徴収することができる。
- (3) 部費を徴収する際は、各部ごとに適正に管理・処理すること。
- (4) 徴収をした部費については、校長の承認を得て、所定の手続きを踏み適切に執行する。
- (5) 会計報告を必ず保護者に行う。臨時徴収の場合はその都度同様に行う。

10 部活動保護者会に関すること

- (1) 年度当初に、部活動保護者会を開催する。
- (2) 必要に応じて各部ごとに、校長の承認を得て開催する。

11 その他

- (1) 「部活動振興補助金」は、部員数に応じて配当される。部員数が少ない部活動に経済的負担が偏らないように、毎年、実情に応じて適正に振り分けるようにする。
- (2) 原則休日の部活動時は正門側の生徒昇降口から生徒を出入りさせない。開錠した場合は顧問が責任をもって施錠する。
- (3) この規定は令和 6 年 4 月 1 日より発効する。